

平成25年度第4回大分市子ども・子育て会議 会議録

1 日時：平成26年 2月27日（木）13時30分～15時50分

2 場所：大分市役所議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員：

村嶋幸代委員（会長）、古賀精治委員（副会長）、仲嶺まり子委員、阿部俊作委員、
安藤昭和委員、大津康司委員、藤田卓也委員、池田貴士委員、淵野二三世委員、
鹿嶋秀和委員、野尻和子委員、長田教雄委員、遠藤直美委員、猪原一浩委員、
後藤誠司委員、中村朱美委員、大西正久委員

4 議事：

- (1) 前回の各委員からの質問や意見について
- (2) 「（仮称）すくすく大分っ子プラン」事業計画（案）について
- (3) その他

5 議事の概要：

- ・ 前回会議の質問や意見について説明を行った。
- ・ （仮称）すくすく大分っ子プランの概要（案）の説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ 子ども・子育て支援新制度の概要、会議の流れについて説明を行い、質疑応答が交わされた。
- ・ （仮称）すくすく大分っ子プラン事業計画（案）分野1・分野2について説明を行い、質疑応答が交わされた。

6 会議の経過：

（事務局）

定刻になりましたので、ただいまから、「第4回大分市子ども・子育て会議」を開催いたします。

まず、本日の出席者についてですが、ご都合により2名の委員が欠席となります。欠席は、定宗委員、田口委員でございます。

全委員19名中17名のご出席をいただいております。大分市・子ども・子育て会議条例第6条2項に基づき、本日は定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

会議に入ります前に、配布資料の確認と本日の予定についてご説明いたします。

＜資料確認＞

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。会議の終了予定時刻は15時30分を目安としております。それでは、ここからの議事の進行につきましては、村嶋会長さんをお願いしたいと思います。村嶋会長さん、どうぞよろしく願います。

(会長)

＜会長あいさつ＞

それでは、ここから本日の会議を進めさせていただきますので、ご協力のほど願います。議事に入ります前に、本日は2名の傍聴者の方がいらっしゃいます。傍聴者の方に申し上げます。傍聴を許可いたしますので、静粛に傍聴をお願いいたします。なお、議事進行の妨害となる行為等のある場合には退場いただくことがありますので、念のため申し上げます。ご協力をお願いします。

それでは、議事に入ります。はじめの議事は、第3回の議事内容の確認としまして「前回の各委員からの質問や意見について」です。それでは、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 【(1) 前回の各委員からの質問や意見について】

資料1「第3回大分市子ども・子育て会議で出された主な意見」をご覧ください。

前回の会議では、「(仮称)すくすく大分っ子プラン」の構成内容や、事業内容について事務局よりご説明させていただきました。その中で、委員の皆様から、計画の全体像について、法定事業と大分市独自の事業をわかりやすく示すこと、また、現在調査中のものや、今後調査するものを含めたデータの整理が必要であることをご指摘いただきました。

また、配慮を要する子どもへの支援としてDVの項目を追加するべきという意見や、ワーク・ライフ・バランスの今後の取り組みについて、また、大分市のシングルマザーの実態についてのご質問をいただきました。

資料にそれぞれのご意見・ご質問の主旨及び事務局の回答概要をまとめておりますので、ご確認のほどよろしく願います。

(会長)

ただいまの事務局から説明について、何かご意見・ご質問はありますか。

＜質疑なし＞

では、続いての議事に移ります。「(仮称)すくすく大分っ子プラン」事業計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

新しい事業計画（案）の内容等のご説明をいたします前に、前回のご意見を踏まえ、「（仮称）すくすく大分っ子プランの概要（案）」について少し時間をいただきまして、修正をいたしたいと思えます。

A3のカラー刷りと、1月28日の「第3回大分市子ども・子育て会議」で委員のみなさんにお配りいたしました資料3をご覧ください。

資料3について、わかりにくいとのご意見をいただきました。

このことから、会長、副会長と事務局で協議させていただく中で、見直し（案）をお手元に配付しておりますので、その説明をさせていただきます。

「めざす姿」については、市の立場からのめざす姿にした方が市の主体性が表現できるという観点で、「育つことができる大分市」の文言に修正いたしております。

「基本理念」の1つ目の「子どもにとっての最善の利益を目指す」ための方策として、「良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供することで」を追記いたしております。

2つ目は双方向性を醸し出すため、「支える」を「支え合う」といたしました。3つ目は環境を整えるだけでなく、その後もPDCAで回すということで、「継続的に点検・評価し、見直していく」を追記いたしております。

また、5つの視点を施策へ反映させるためという意味から、図の一番下においておりません。

さらに、分野1の「生まれる前から乳幼児期の支援」から分野4の「社会全体での支援」まで4つの施策分野に分け、各分野において、施策目標を定めております。9つの目標について、資料3は、市民の目線での目標を設けておりましたが、市の施策上の目標は、市の立場からの目標とした方が整合性がとれるため、文言の修正をいたしております。

また、左肩に、本計画は大分市子ども条例に基づく推進計画であるとともに、国の定める子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画であることを明記し、その枠の中にあります、子ども・子育て支援法に規定する事業とは、重点項目である「A 待機児童解消、乳幼児期の教育・保育の提供」「B 質の高い乳幼児期の教育・保育の提供」とあわせて、地域子ども・子育て支援事業としてあげられている「a 妊婦健康診査」「b 乳児家庭全戸訪問事業」以下「k 子育て支援拠点事業」までの事業でございます。

下の2つ「関係機関との連携強化」と、「労働者の職業と家庭生活の両立」は、子ども・子育て支援法において、市町村が記載するかどうかを決める任意記載事項になってはいますが、本

市においては、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。これらの事業が、プラン9つの目標のどこに入るのかを同じ色で事業名を記載しておりますので、ご参照ください。

なお、この左上の枠の部分につきましては、委員の皆様にわかりやすいよう表記したものでございまして最終的には外させていただきます。

その下の、分野1をご覧ください。

分野1では目標を3つ設け、そのうち、1番の「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」を充実するため、「①健診・相談・指導体制の充実」と「②親育ちのための支援の充実」を基本施策といたしたいと考えております。

なお、緑色の文字で記載しておりますが、子ども・子育て支援法の事業である「a 妊婦健康診査」「b 乳児家庭全戸訪問事業」は、この①と②のところに含まれております。なお、資料2の事業計画案の中にも、子ども・子育て支援法の事業については、同じ色で記載しております。

また、Aの「待機児童解消、乳幼児期の教育・保育の提供」については、目標の3「乳幼児期の教育・保育の提供」の①認定こども園、幼稚園、保育所等の量的拡大として実施いたします。また、Bの「質の高い乳幼児期の教育・保育の提供」については、②の中で、B-1「幼稚園教諭や保育士等の質の向上」など5つの取組みにより、実施することとしております。

以上で、「(仮称)すくすく大分っ子プラン」の概要(案)の修正(案)についての説明を終わります。

(会長)

ありがとうございます。ご質問・ご意見はありますか。

(委員)

わかりやすく拝見させていただきました。基本理念のところの一つ質問があります。基本理念Ⅲですが、言葉の使い方として、「継続的に点検・評価し、見直していく」のところ、提案ですが、「継続的に点検・評価しつつ、改善に努める」はいかがでしょうか。辞書で「改善」とは、「悪いところを改めてよくする」という意味であり、その言葉にすると意図が出るかと思いました。

(会長)

「見直す」のところを「改善」にして、意図を明確に示したらどうか、という意見ですね。この事について、何かご意見ございますか。事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

P D C Aサイクルの手法で改善するというので、「改善する」ということでよいと思います。

(会長)

ご意見が出ましたので「継続的に点検・評価しつつ、改善に努める」ということで、変更してよろしいでしょうか。

<異議なし>

全体が前の会議よりも随分変わった印象がありますが、全体に関しては、課長からご説明がありましたが、よろしいでしょうか。見やすくなったとのご意見もありましたが、よろしいでしょうか。

<意見なし>

では、大筋として、「(仮称)すくすく大分っ子プラン」の概要が、皆様のご了解を得たと、基本理念Ⅲに関しては「継続的に点検・評価しつつ、改善に努める」ということでよろしいでしょうか。

(委員)

基本理念のⅡですが、前回では「地域や社会が寄り添い、支えることで」ということで、このときも違和感があり、どの言葉に違和感を覚えたのかと思ったのですが、一番最後の「成長するよう支援する」とあり、「支援する」とは「支え、助け合う」という意味でございます。ということは、ここで「支える」や「支え合う」という言葉を使うと、二度同じ意味の言葉を使うことになるのではないかと思います。「地域や社会が寄り添うことで、保護者自身が親として成長するよう支援する」ということで、「支える」や「支え合う」がなくても「支援する」という言葉が最後にあるので、よいのではないかと思います。

(会長)

では、対案として、「保護者自身が親として成長できるよう目指す」とか「成長できることを目指す」とか、そういうことで違和感がないでしょうか。

(委員)

元の案に対して加わったところが赤字になっているので、そこに対して同じ言葉を繰り返す意味があるのかという意味で、今の意見を言わせていただきました。

(会長)

基本理念Ⅰの「最善の利益を目指す」、Ⅱで「成長できるよう目指す」のようにすると揃いますね。

「成長できるようにする」のがいいか、「成長できるように目指す」がいいのか。後ろを目指すと、理念としてよいかと思いますね。いかがでしょうか。

(委員)

今のようなまとめ方がいいかと思います。「支え合う」という言葉は大事な言葉だと思っています。「支え合う」とは、自分だけではなく、相手がいる、一人じゃないよ、大丈夫だよ、地域の中で共に支え合って成長していきましょう、という風に捉えられます。その方が、今のお母さんたちが心配せずに育てられるような大分市ができるかなと思います。なので、この言葉は大事なかなと思います。今ご指摘がありましたように、同じ言葉が重なるということで先ほど会長が提案したようにまとめていった方がいいかなと思います。

(会長)

他にご意見ありますか。どうぞ。

(委員)

前回の資料では、基本理念の下に5つの視点があったのですが、今回これがなくなってしまふと。下にきているのですね。上から下におろしているのですね。わかりました。

(会長)

他にいかがでしょうか。

<意見なし>

よろしいでしょうか。では、「支え合うことで、保護者自身が親として成長することを目指す」のようにして、最後は事務局と詰めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員)

一応、先ほどいいですね、と決を取ったところで申し訳ないですが、Ⅱの「前提としつつ」、Ⅲでも「点検・評価しつつ」とあり、「しつつ」が続いてしまうのは、読みづらいかと思います。そこもまとめていただけたらよいかと思います。

(会長)

ありがとうございます。Ⅲが「点検・評価し、改善に努める」だと端的になるのかなと思います。そのことを含めて考えていきたいと思いますがよろしいでしょうか。他に、この概要についてはよろしいでしょうか。

(委員)

今度、Iですが、「良質かつ適切な教育・保育・子育て支援を総合的に提供する」というところで、どこかで見たことのある文言だと思ったので、持っている資料を見てみたのですが認定こども園の基準のところでは「教育・保育の一体的提供および子育て支援」という文言があります。少し類似をしているのですが、「一体的」を「総合的」に変えているからあまり意識しなくてよいと考えてよいのでしょうか。似通っていて、認定こども園の制度の言葉を使っているのが気になるのですが。

(会長)

では逆にして、「教育・保育」を「保育・教育」等に順番を入れ替えて、認定こども園からイメージが離れるようにしてはいかがでしょうか。ただ、中身に関しては、言葉として残したいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

この部分を提案させていただきましたので、少し説明をさせていただきます。なぜこの言葉を使ったかと言いますと、国も今子ども・子育て会議をしているのですが、「保育の必要性の認定」に関する基準案とりまとめの意見が出ていまして、この中の2番目にこの言葉が使われています。認定こども園として使われているわけではなく、日本全国の幼児教育の中のとりのまとめとして使われている言葉なので、新制度に向けたときに、大分市の基本理念の中にもこの言葉があった方がいいのではないかと思います。違和感なく、国の考え方も踏襲しつつ、大分市独自のプランを作るといことがわかりやすくなるかと思い、提案いたしました。

(副会長)

私も今の意見は妥当かと思えます。先ほど、「一体的」と「総合的」という言葉についてありましたが、「一体的」というのはやはり認定こども園、「総合的」となると、もっと幅広いということそう書かれているのかと思えます。その点から、妥当かと思えます。

(会長)

では、「総合的」のところで大分市らしさが入るということで、いかがでしょうか。

<異議なし>

では、概要案に関して、他にはよろしいでしょうか。

<意見なし>

それでは次に進みたいと思えます。

(事務局)

続きまして、事業計画案に入る前に、子ども・子育て支援新制度の概要等につきましては昨年10月1日の第1回子ども子育て会議で説明しましたが、5か月程経過しており、今後とも、委員の皆様から様々な観点からご意見をいただきたいと考えておりますことから、振り返りとして参考資料1から3で説明させていただきたいと思っております。

まず、参考資料1のA4横をご覧ください。

「(仮称)すくすく大分っ子プラン」の位置づけについてでございます。

この資料は、昨年10月1日の「第1回大分市子ども・子育て会議」で報告し、ご承認をいただきました、次世代育成支援後期行動計画から、今回策定いたします新しい計画の策定の流れについて、整理したものでございます。恐れ入りますが、ご確認をお願いいたしたく、添付させていただいております。

左側が「現行」でございまして、右側は、平成27年4月以降でございます。「子ども条例に基づく推進計画」と国の定める「子ども・子育て支援事業計画」の2つの計画を一体とした右端にございます「(仮称)すくすく大分っ子プラン」を策定するという流れになっておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、A3の参考資料2をご覧ください。

ページ左側上段の「子ども・子育て関連3法のめざす3つの主な目的」は、次の3点でございます。

新しい計画と見比べ易いように並びを少し変えております。

まず、1点目は、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」でございます。保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善し、施設等の設置を促進したり「小規模保育」、「家庭的保育」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することがめざされています。

また、こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

2点目は「地域の子ども・子育て支援の充実」でございます。地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できるしくみづくりがめざされています。また、これまでも実施してまいりました「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり」などのさまざまなサービスの拡充を図ることとされています。

3点目は、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供です。幼稚園と保育所、地域の子育て支援の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。具体的には、4種類ある認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設について、設備や運営に関する基準、提供される教育・保育の内容などが新たに定められます。

また、これまで非常に複雑で、事業者の方々の負担となっていた、施設を設置するための手続きを簡素化することや、財政措置の見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を推進することとされています。

次に、左側下段には、「子ども・子育て支援新制度の全体像」を表したものでございます。子ども・子育て支援サービスは「給付」と「事業」で構成されており、左側の「子ども・子育て支援給付」は個人への現金給付となっており、今回の新制度でできた給付制度は、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育、家庭的保育への給付である「地域型保育給付」でございます。

右側の「地域子ども・子育て支援事業」は、新しい計画の資料と同じアルファベットにしております。この13ある子育て支援サービスを利用した人への現物給付となっており、下の2つの項目については、国がはっきりとまだ示されていません。

次に、右側上段をご覧ください。この図は、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付と地域型保育給付を表したものでございます。これまで、幼稚園、保育所に対する財政措置は学校教育の体系、福祉の体系として別々になされてきましたが、新制度では、「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとしています。また、新たな給付である「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとしています。

なお、図の中で、幼稚園が施設型給付の枠からはみ出していますが、これは、私立幼稚園については、新制度の枠組みに入らず、従来の私学助成制度を選択することも可能となっているためです。

最後に、右側下段をご覧ください。認定こども園制度の改善についてでございますが、認定こども園は、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズに合わせて子どもを受け入れ、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設であるとともに、子育ての不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所を提供するなど、地域の子ども・子育て支援の役割も果たす施設でございます。この認定こども園制度は、利用者から高い評価を受ける一方で、これまでの制度では、学校教育法に基づく幼稚園と児童福祉法に基づく保育所という二つの制度を前提にしていたことによる、認可や指導

監督等に関する二重行政の課題などが指摘されてきたところでございます。今回の制度改革では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図ることとしております。

最後に、参考資料3をご覧ください。「(仮称)すくすく大分っ子プラン」と「子ども・子育て会議」でご審議いただく予定を大まかに項目右側に記載しています。

また、点線で囲んでいる部分が法で定められた「子ども・子育て事業計画」であります。この計画の主要な点であります、「量の見込み」すなわち需要量の推計については、当初、昨年12月中に国から示される予定でありました「子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」が1か月程ずれ込んだことから、今回の会議には、ご提案が叶いませんでしたのでご了承願います。

本市では現在、国から示された作業の手引きをもとに、事業計画において、提供体制を確保すべき「量の見込み」をニーズ調査の結果から算出しており、次回の会議には提案できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上で新しい計画の位置づけ並びに、「子ども・子育て支援新制度」の本市の取り組み状況等についての説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。今の参考資料1, 2, 3について、ご質問・ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

今月14日に、政府の子ども・子育て会議の基準検討部会が開催されておりますけれど、2015年度からこの制度がスタートしていくようになりますが、2017年度に最大1兆1千億円の財源が必要になるということで、この中で7千億円が消費税の増税分から充てられるようになり、4千億円は未定ということになっております。これはどういうことかということ、先ほど説明があったように、量の拡大と質の改善ということで、車の両輪のように回っていかないといけないのですが、国は量の拡大を優先的にやってほしいようにありまして、質の改善、職員配置を手厚くしたり、保育士の不足している分の給与の改善だとか、そういうところは今後追いついていかないようにあります。先ほどの説明の中で、大分市では、そういう予算措置を考えた中でこういった計画を進めていくのか、もし質の改善ができないと、新制度ができないと思います。これは政府の考え方もありますので、説明が難しいかと思いますが、今の分市の考え方等あればお聞かせいただきたいと思います。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。量的拡大も必要ですが、そこに併せて質の確保をすることが大分市民の願いだと私どもも認識しております。委員さんからご指摘ありましたが、公定価格が、私立の運営費という捉え方でよろしいかと思いますが、その部分を国が明確に示しておらず、国では4月以降になるという情報も入っております。私どもも、定員だけ拡大しただけで、待機児童の解消には繋がらないと。保育士さんに現場で働いていただかないといけないと、考えております。大分市としても、その点は、考えていかなければならないと認識しております。

(委員)

ありがとうございます。同じ考えだと思います。ちなみに政府の方が、保育士不足を解消するため、保育士の給与を950億円とか、職員研修をして質の改善を図る、その間に代替職員を充てるため、90億円の予算措置を考えております。そういったことも、大分市も考慮した中で、質の改善を車の両輪と捉えていただいて取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございます。予算措置はきちんとなされることが大前提だと思います。本日もなさまにご承認いただきましたこの概要も、「すこやかに育つことができる大分市」ということで、これを公約するということだと思います。委員の総意として強く訴えたいと思います。他にはよろしいでしょうか。

<意見なし>

では、これを踏まえて、事業計画（案）について、ご説明をお願いします。

(事務局)

分野1と2の事業計画案をご説明いたしますので、資料2をご覧ください。

1ページ目をお開きください。

資料の説明をいたします。目標ごとに、基本施策を設けております。左から順に、基本施策現状と課題、施策の達成の度合いを量るための指標、指標の現在の値、目標とする値、主な事業や取組みとその内容、関連事業を記載しております。

なお、子ども子育て支援法に基づく事業につきましては、本市における現状10月9日の第2回子ども子育て会議においてお配りいたしました、「(資料2)大分市の取組み状況等について」に掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思います。

目標1の「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実」の達成のため、①健診・相談・指導体制の充実を基本施策としております。

現在は、母子健康手帳交付時に妊婦健診受診票を交付し、定期的な受診の勧奨と異常の早期発見と対応に努めているところでございます。なお、今後も妊婦への面接指導の実施をすすめ、妊娠から出産まで切れ目ない支援につなげる必要があります。施策の指標といたしましては、妊娠期から出産までの期間の保健のサービスに対して満足している保護者の割合としております。また、基本施策のための主な事業・取組みといたしましては、妊娠・出産・育児に関する保健指導を充実させるほか、訪問指導や相談支援体制を充実させるとともに、子ども子育て支援法に基づく事業であります「妊婦健診の推進」をはかることといたします。

続きまして2ページをご覧ください。基本施策②親育ちのための支援の充実でございます。

今回のアンケート調査から、子育て情報を得やすいと感じる保護者が前回よりは増加したものの、就学前児童の保護者で17.5%であったこと、小学生保護者では9.7%であったことから、子育て支援サイトやガイド本を活用しながら、子育て情報の提供を進めるほか、出産育児に関する教室や講座の開催を行うとともに、こんにちは赤ちゃん訪問事業や育児支援家庭訪問により、子育て家庭へ戸別訪問をし、相談や情報提供を行い、必要に応じて関係機関へ繋ぐことで育児不安の解消や虐待等の未然防止を図ります。

なお、子ども子育て支援事業である妊婦健診と乳児家庭全戸訪問については、先ほど申しました10月9日の第2回の会議用資料2の6ページと7ページに現在の取組み状況等を記載しております。

続きまして、3ページをお開きください。

目標②の「乳幼児の発達・発育に向けた支援の充実」について、でございます。基本施策としましては、3つございます。

第1に乳児期の健診・相談・指導体制の充実でございます。乳幼児健診の受診率が90%は越えているものの、年齢があがるにつれ低下していることや、虫歯の保有率が全国平均を上回っているという現状がありますので、乳幼児の保護者に対し、すこやか育児相談などを行い、乳幼児の保護者に対する相談体制を充実させるとともに、乳幼児健診の機能の強化を図ることとしております。また乳幼児の虫歯予防や予防接種を勧奨するとともに、安全管理意識を高めるための取組みを行います。

第2に食育の推進でございます。現在、朝食を摂らない3歳児が多いことから、保護者に対し、離乳食講習会や健診会場での健康教育などを行うこととしております。

次に第3の小児医療体制の充実でございます。現在、急を要しないものの時間外に受診する患者が増えていることから、適正受診に向けた啓発が必要でございます。その上で、小児夜間急患センターにおける関係機関と連携し、医療体制の整備を図ります。

続きまして、4ページをご覧ください。

目標③の「乳幼児期における教育・保育の提供」でございます。こちらは、子ども・子育て支援法に基づく事業となります。

まず、基本施策の①認定こども園、幼稚園、保育所等の量的拡大でございます。A-1につきましては、ご存知のとおり、喫緊の課題となっております待機児童の解消のため、教育・保育を必要とする子どもが利用できるようにするための定員拡大を行うこととしております。現在の市の設置状況や利用者数については、10月9日の第2回の「(資料2)大分市の取組み状況等について」の1ページから4ページまでに認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的保育の順に記載しております。

これらの教育・保育施設につきましては、さきほど課長より説明いたしましたように、必要となる量の見込みを、現在、算出中でございますので、供給体制をどう整えるのか、年次計画の案を作成し次第、ご提案する予定にしております。

続きまして、第2の「質の高い乳幼児期の教育・保育の提供」を行うために、まずは人からということで、B-1にありますように、幼稚園教諭と保育士等の研修を実施するほか、B-2に書いてありますが、今後、安定して人材を確保するために、ハローワーク等との連携を行います。次のB-3、B-4については、現在も行っております取組みを充実させていくというものでございます。

B-3は、幼稚園・保育所等で、家庭や地域と連携し、在園児に対しまして、幼児期の基本的な生活習慣を育むための指導を進めるものでございます。

B-4は、認定こども園や幼稚園、保育所と小学校が連携し、小学校入学にあたり、子ども一人ひとりの状態把握に努め、発達や育ちや学びの連続性を踏まえた教育を行うというものでございます。

B-5については、現在、保育所や認可外保育施設の指導監査を実施しているところですが、新制度の施行に伴い、県で実施している私立幼稚園の指導監査のうち、子ども・子育て支援法に基づいた給付を受ける施設は、本市においても指導監督を実施することとなります。対象施設を拡大したところで、適切な教育・保育環境の確保ができるよう指導を行うというものでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。

第3に地域のニーズに応じた保育サービスの提供でございます。乳幼児を抱える保護者の様々なニーズに応えるため、右に列挙しております「利用者支援」や一時預かりなどの保育サービスを充実させるというものでございます。

一番上の利用者支援を除き、大分市ではすでに行っておりますので、現在の取組み状況について、10月9日の資料2の一時預かり事業は10ページ、延長保育事業と病児・病後児

保育は11ページ、子育て短期支援事業は8ページ、子育てファミリー・サポート・センター事業は9ページに掲載しております。

なお、③の各事業につきましても、必要となる量の見込みを、現在、算出中でございますので、供給体制をどう整えるのか、年次計画の案を作成し次第、ご提案する予定にしております。続きまして、説明員を替わらせていただきます。

(会長)

続けてもよろしいでしょうか。少し切ったほうがいいかと思いますが、時間がないので続けてやってください。いっぱい疑問があるのですが。続けてください。

(事務局)

続きまして、6ページをお開きください。

ここからは、分野の2「子どもの育ちや自立への支援」に関する事業計画案を示しております。この分野の説明を担当いたします 教育企画課 安藤と申します。どうぞよろしく願います。それでは、ここからは座って説明させていただきます。

分野の2では、目標を3つ設定しております。

1つ目が、目標4の「バランスよく 知・徳・体の『生きる力』をはぐくむ学校教育の推進」についてでございます。

ここでは、3つの基本施策を考えております。

まず、「①きめ細かな指導の充実による学力の向上」でございます。本市におきましては、各種学力検査において、結果が全国平均以上の教科であった割合は、平成24年度が約86%であり、実施する全ての教科において、全国平均以上となることを目標に取り組みを進めているところでございます。その中の主な事業としまして、「大分っ子基礎学力アップ推進事業」を掲載しております。これは、本市独自に非常勤講師を採用し、個別指導や習熟度別指導等を行うなど、きめ細かな指導を行う体制を整備しているところでございます。「施策の指標」としましては、学力の向上により「学校の勉強が楽しいと感じる小中学生の割合」を考えております。

次に、「②道徳教育の充実」についてですが、本市では、「道徳の時間」を要として、学校における道徳教育の充実に取り組んでおります。また、公開授業等を通じて、家庭や地域社会と連携した取り組みも推進しているところでございます。ここでは、子どもの健やかな成長に対する保護者の思いを施策の指標に考えております。

「③は、心と体の健康の保持増進」についてでございます。ここでは、「体力の向上」と「健康教育の充実」に関する事業を掲載しております。「体力の向上」では、新体力テストにおける全国平均以上の割合が、平成25年度は44%であり、指導者の資質向上等に取り組む中でこの割合の向上とともに、生涯にわたって運動を楽しむ子どもを育ててまいりたいと考え

ております。また、健康教育の充実に向けては、関連事業として思春期健康教育の推進をあげております。学校、家庭、専門機関等が連携し、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけることができるよう関係機関と連携した健康教育の充実に取り組んでまいります。

次に、7ページをお開きください。

ここは、目標5「学校・家庭・地域社会が一体となった開かれた学校づくりの推進」について示しております。資料では、「家庭」が抜けておりますので、修正をお願いします。「学校・家庭・地域社会が一体となった開かれた学校づくりの推進」でございます。

ここでは、3つの基本施策を考えております。

まず、「①開かれた学校づくりの推進」についてでございますが、ここでは、特に学校から積極的に情報発信を行うという観点から、学校便りや学校ホームページの充実に取り組んでまいります。

②は、「地域の教育的資源の活用」についてでございます。地域の方々や保護者、校区内の施設等の教育的資源を積極的に活用し、学校・家庭・地域との連携を進めてまいりたいと考えております。主な事業としましては、学校教育支援員として登録された専門的な知識・技能や豊富な経験を有する人材を、学校において活用する「生き生き学習サポート事業」をあげております。

③は、「放課後の居場所作り」で、「児童育成クラブ事業」を主な事業としてあげております。なお、「おおいたふれあい学びの広場推進事業」につきましては、事業の内容から目標8での取組みとなっておりますので、ここでは、削除願います。ご迷惑をおかけして、申し訳ございません。

「児童育成クラブ事業」は、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」の一つでございます。就労等により昼間、保護者等がいない家庭の小学生に対し、放課後に適切な遊びや場を提供し、健全育成を図ります。施設面での整備、指導員への研修等を充実させていくことにより、保育の質の向上を図ります。

最後に、8ページをお開きください。

ここは、目標6「安心・安全な学校づくりの推進」について示しております。ここでは、4つの基本施策を考えております。

①の「いじめ、不登校対策の充実」については、平成25年度実績から毎年、前年度実績の減少を目指し、「いじめ防止基本方針」に基づいた取組みを行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した取組みを実施してまいります。

②の「危機管理体制の確立」では、特に、近年の、ネット上のトラブル等の増加に対応するため、情報モラル教育の充実に取り組んでまいります。また、犯罪被害に、遭わないための危

機管理体制の確立については、家庭や地域と連携しながら、犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

③の「人権・同和教育の充実」につきましては、指導者である教職員が豊かな人権感覚をいっそう身につける必要があることから、学校における人権・同和問題研修を充実させてまいりたいと考えております。

最後に④の「学校施設の整備・充実」につきましては、学校施設の耐震化率100%を目指すなど、子どもの安全性の確保を最優先に、学校施設環境の整備充実を図ります。

分野2の説明は、以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。ご質問・ご意見はいかがでしょうか。資料2の指標は、施策の充実度を評価するための指標ですよね。それは、実際に充実したかどうかではなく、保護者の満足度が指標になっているようですが、そこには意図があるのでしょうか。

(事務局)

今回施策の指標を設けるにあたり、事務局でも悩んだところでもあります。次世代育成支援後期行動計画のところで、事業や取り組みについて、どの程度達成できているかということに関しましては、講座の開催回数や、参加者数をもとに達成度を見ております。こちらは各事業の指標ではなく、施策の達成ということで、これをどういった指標で見るとかということとは、次世代育成支援後期行動計画と同じように、アンケートからわかる保護者の満足度や意識から指標を設けているところがございます。今回、次世代育成支援後期行動計画の満足度を測るという意味で、11月にアンケート調査を行った際に、同様の質問をしております。事業計画(案)の1ページ目を見ていただくと、目標1「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実」の①「健診・相談・指導体制の充実」に関しましては、「妊娠期から出産までに期間の保健サービスに対して満足している就学前の保護者の割合」、2ページ目では、「楽しく子育てができていると感じる保護者の割合」で載せております。こちらを平成25年11月に就学前、小学生をお持ちの方に、ニーズ調査に併せてアンケート調査を実施し、その結果を実績値として記載しております。現在、この結果を指標としているものは、11月にアンケートを実施して、保護者の満足度を聞いたものを載せております。

(会長)

ニーズ調査をベースにするのは一般的でしょうか。私いくつか関わりましたが、アンケートの結果をベースに施策が進んだという評価はあまりないようにありますが。

(事務局)

私も今回いろいろと調べていたところです。これからのプランに関してはわかりませんでしたが、大分県や内閣府等で、今までの成果を見るにあたって、満足度や認知度を使ってその割合を指標に設けており、それはかなり一般的であると私は認識しております。

(会長)

内閣府は自分で事業を持たないのでアンケートを取るしかないですよ。大分市は事業体なので、施策そのものを指標にできるのではないかと思います。例えば1ページ「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実」は、この中で事業aとして「妊婦健康診査の推進」があります。もともとの昨年の資料2の6ページに、実績値があり、これは100%ではないですよ。これが正しい指標。事業のアウトカムの評価だと思うのですが。満足度にしてしまうと、対象者の母集団の性質に依存してしまうので、指標としては遠いものになると思います。内閣府は、私もそういうの作ったりしましたけれども、自分が事業を持っていないので、満足度に頼るしかないのですが、大分市は事業をしていますので、むしろファーストハンドで、妊婦健康診査の受診率だとか、次の2ページの「乳児家庭全戸訪問事業の推進」であれば、それを受けている人の割合の変化だとか、実態がわかるような指標が出せるのではないかと思います。

(事務局)

ありがとうございます。会長さんがおっしゃいましたように、私も実際の数値を用いたいという思いはございます。例えば、妊婦健診の推進に関しましては、おっしゃいましたように、受診率というものは、この事業の指標として設けたいと思っております。ただ、この事業の指標にはなると思うのですが、この数値をもって、全体の基本施策「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実」の指標として使えるのかというところが、私たちとしては悩ましいところで、この施策において4つの事業をする中で、この施策の指標をどうするかと考えたときに、このようなファジーな指標になっております。

(委員)

今お話を伺いながら、技術的な面で感じたのですが、表の作り方で、いわゆる現状、課題、施策の指標があり、それから実績値、目標値がありますが、施策の指標、それから目標値と来るんだと思います。施策の指標のところに書かれているものは、平成25年度のアンケートの内容が書かれているということですので、これはあくまでも参考値ということになるのであれば、施策の指標と目標値が並び、そしてアンケートの内容と実績値については、右端に参考値として置くのがいいのではないかと、そしてそれをもとに指標を考えられるのではないかと思います。技術的な面だけなのですが、置き方によって変わってくるのではないかと思います。そういう流れがあると、それを参考にして指標を考えることができるのではないかと思います。

(会長)

ありがとうございます。他にご意見はいかがでしょうか。4つを総合的に見るから、1つ保護者の満足度を指標とするというのは、どれも見ていないということになりますね。残念ですけど。例えば、通常こういうときは、4つの事業からそれぞれ指標を出すか、1つをピックアップして出すかのどちらかが普通なんだと思います。それぞれでしたら、それぞれ考えられると思います。「保健指導の充実」でしたら、母子手帳の交付時に受けた人がどれくらいだとか、いつの時点で母子手帳の交付をしているのか、そういうことで保健指導がどれだけ充実しているかわかるし、「訪問指導の充実」でしたら、プロセス評価でどれだけやっているとか、そこでの異常の発見率とか、アウトプットとして見ることができるし、「相談支援体制の充実」でしたら、プロセス評価として実際どれだけやったのか、で母数があるでしょうか、母数に対してどうだ、ということ、それから、「妊婦健康診査の推進」でしたら、もちろん受診率がわかりますし、着実な実態に即した評価ができると考えられます。次の②の親育ちの方も、事業bの「乳児家庭全戸訪問事業の推進」のところで、どれだけ受けたか、訪問実施率がどれだけあったか、ということでもいいですし、講演会も何回開催されたかとか、子育て情報がどれだけいったかとか、ホームページがどれだけアクセスされたかとか、そういうもうちょっと実態のある指標にしないと、どれだけ施策が進んだかは言えないと思います。

(委員)

実態調査は子育て支援課ではなく、保健所があるんじゃないの。いないの。ここには。

(事務局)

おります。

(委員)

わかるでしょう。今会長が言われるようなこと全部わかるはずでしょう。

(事務局)

今回、説明しましたように1つの大きな指標を出していますが、それぞれの事業では今すぐにも出せますので、具体的なところがよいという意見がありますので、次回までに準備したいと思います。

(会長)

具体的な数字があれば、大分市の施策がどんな風に進展したんだということをきちんと把握することができます。子ども・子育ては子育て支援課だけでなく、保健所や、保健師や保育士、学校の先生たち、地域の民生委員などが一緒になってやっているものですから、そ

この人たちが持っている数字を全部総合的に出すというかたちで総合的に評価していただければ、全市的な取り組みになると思います。いかがでしょうか。

<賛同あり>

では、ご賛同があるようですので、ぜひ、全市的な、大分市の色々な機関から出てくる固い数字を、実態のある数字で評価していただきますよう、作り変えていただきますようお願いいたします。

(委員)

資料4 ページ目標3ですけれど、①の右のほうにA-1、A-2がありますけれど、A-2のところ、「乳幼児期における教育・保育の提供」、その右に事業内容といたしまして「幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園を推進します。」とありますけれども、事業内容につきましては、第5回以降に審議されると思いますが、今まで話題に出ていなかったのが保護者として気になっていることがあります、すでにあります幼稚園や保育所や託児所で、定員に満たないところがございます。それぞれに要求がなく満たないだけではなく、例えば、預かり時間が短かったりだとか、預けたい曜日が休みだったり、それぞれ具体的になぜ定員に満たないのかという理由があると思いますので、そういうところを総括して指導されるようなことも事業内容の中に入れていただいで検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

最もであると思います。地域の特性によって、定員割れしているところもございます。佐賀県、野津原、大南では子どもたちが少なくなっている現状もございます。しかしながら、委員さんがおっしゃいました時間の部分とか、保育サービスとかで保護者の方は選択をするようになります。私どもも、今後とも指導監督をしながら、どうして定員を割れているのかということも精査しながら、大分市全体では待機児童がこれだけいる中、定員割れをしているというのは、それなりの事情があると思いますので、それであれば、他の子育て支援策を検討するとか、そのように進めていきたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

(会長)

保育園とか、施設自体のプライバシーはある程度は確保されなければならないと思いますが、ニーズって言うときに地域偏在があつて、そういうところの定員割れに起因する要因としては、地域の要因と施設の要因とあると思いますので、地域の要因はある程度仕方ないとしても、施設の要因は指導をぜひお願いしたいと思います。それが質の保証に繋がってくると思います。それと、A-1に「待機児童の解消」がございます。ぜひ待機児童を定義

して、ゼロを目指すと思いますが、定義して、現状がどうで、どう改善したのかというのをきちんと入れていただきたいと思います。他にございませんか。

(委員)

資料5ページの中にあります一時預かり事業について、確認させていただきたい部分があります。一時預かり事業は、今度から新しくなったときに条件が出てくるかと思えます。利用回数とかではなく、現時点でお話できることがあればお願いしたいのですが。

(事務局)

一時預かり事業ですが、資料5ページ目の上から2番目、※d一時預かり事業の事業内容のところにありますように、一時的に、現行では保育に欠けると言いますが、保護者が困るときに、認可保育所で、急に仕事が入ったとか、疾病・病気とか、あと私的なリフレッシュとか、四六時中お子さんといますとどうしても気分転換が必要になりますので、一時預かりの一つの要因となっています。新制度になったときは、幼稚園でもやっていただける、一時的に困る保護者の方に対応できるようある程度定員も市内一円に配置されてないといけないと思えますので、そういうところも考えていかなければならないと思っております。現行がベースになって、「保育に欠ける」が「保育を必要とする」とか、そういうところがまだ固まっていますので、固まり次第この会議でも説明いたしたいと考えております。よろしくお願ひします。

(委員)

これからの新制度についてのことが、幼稚園、保育園等ありきで、どれだけ盛り込まれていくか、という非常に大事なことだと思います。特に、4ページ、5ページは子育て3法の内容のことが盛り込まれていますので、資料作りもじっくり検討されてお願いしたいと思ひます。

(会長)

ご意見でございました。他には。どうぞ。

(委員)

似たような意見になりますが、一時預かりとか延長保育の具体的にどういう風にしたら使えるのか、というのを出してほしいな、というのが保護者としてはあります。また、以前貰った資料の中で、1日4時間程度の利用と、1日8時間程度の利用で柔軟に選択可能というところがあって、それはパートとフルタイムで分けられるという風に答えをいただいたことがあるのですが、4時間利用の子どもと8時間利用の子どもで保育の質に差が出るようなことが出てこないのかなという不安があるのですが、保育士の質の向上とか、拡大もして

ほしいのですが、利用時間の中で質の違いが出るのかとか、4時間利用の人が延長して結局8時間利用することができるのかとか、料金は変わると思いますが、そういうことをお聞きしたいです。

(事務局)

当初、国が時間について4時間利用、8時間利用で検討しておりましたが、現在、議論されているのは、長時間保育と短時間保育というかたちで、短時間保育については原則8時間保育とし、長時間保育については、それにプラス必要な分ということで最大11時間の保育時間を考えているようです。短時間保育というのは、当初4時間で考えられておりましたが、現在は8時間までと検討されております。短時間保育の場合、8時間を超える場合には、延長保育というかたちの利用になります。

(委員)

では、短時間、長時間に分けられたとして、それで定員が、短時間は何人、長時間は何人という風に決まっていくのですか。

(事務局)

長時間、短時間でそれぞれの定員は定めないようなかたちで議論されております。保護者の就労状況に応じて長時間から短時間に移ったりだとか、そういう行き来が考えられますので、国は定員を定めなくてよいというかたちで議論しております。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

今聞きながら思いました。施策の指標の実績値のところ、短時間利用、長時間利用でそれぞれお子さんがどれだけ利用したのか、実績値が要りますね。そして、そのときにどれだけだけの保育サービスが提供されたのか、人の配置だとか、大分市から言えばそういうところに補助を出されたかというところになるかと思いますが、そういうプロセス評価と言いますか、アウトプットの活用されたかという、そういう評価指標が必要になると思います。もう一つは、今の委員の悩みと言いますか、不安と言いますか、きちんと知らされていないことがあるようですので、むしろ、どれだけ周知したか、どれだけ情報を出したか、ポスターをどれだけ貼ったとか、すべての保育園に回ったとか、ホームページにこういう掲示をしたとか、そういう実際にどれだけ動いたというようなことも指標になりうるのかなと思いました。

(委員)

児童育成クラブに対する満足度についてですが、実態はまさにこの通りだと思っておりますが、せっかく今日は学校の先生にご説明いただいたので、特別支援学級の子どもたちと通常学級の子どもたちは部屋を分けていますよね。教育上そうしているのと、いわゆる児童育成クラブというプレハブの中で満杯状態の中で、その辺の教育環境はどうなのかなと思っております。その辺の考え方はありますか。

(事務局)

先ほど、委員さんからご指摘がありました点については、私どもも問題だと考えております。現在は、特別支援学級に通っているお子さんに関しましては、特に家庭で一人で居づらいついて考えまして、通常は3年生までを対象としているのですが、平成26年度からは、6年生まで、特別支援学級に通っているお子さんは優先して入っていただくようにしております。部屋につきましては、なかなか施設整備が追いつかない状況にありますので、同じ部屋の中で過ごしていただくかわりに、特別加配ということで人を配置いたしまして、その子のために一人特別に職員を配置することができるように運営費の補助は追加で交付しております。そのような状況です。

(委員)

子育て支援課ではなく、教育的立場、施設整備はもちろん大事ですが、小学生ですから、教育上の問題ではどうなのかということ伺いたいのですが。

(事務局)

学校におきましても、特別な支援を必要とする子どもと、通常学級に通う子どもとの交流及び共同学習というのを進めておりまして、全部が全部、特別支援学級で過ごしているわけではありません。やはり受け入れる側の集団作り、特別支援を必要とする子どもさんが交流で入ってきたときにどのような受け入れ体制をしていくのか、という集団作りを大切にしていますので、例えば、放課後児童育成クラブの実態等も私たちは掴んでいく必要があるかと思っておりますけれど、在籍している育成クラブの子どもたちの集団作りも重要かなと思っております。そこには指導者のそういった視点、支援を必要とする子どもが入ったときにどのような関わりをすればよいか、そういったことも学んでいく必要があるかなと考えております。

(委員)

ありがとうございます。結局、今の最後の言葉だと思います。現場で働く指導員、先生、これが今後の大分の独自のすくすく大分っ子プランで一番大事だと思います。学校の先生に理解していただければ、大分市独自のことは、その学校に行っている子どもしかその育

成クラブは預からない、他の学校に行っている人は預からないんです。ですから、当然、学校長、教頭、特別支援学級の先生、これが放課後になったら、はい、と預けられたら困る。今指導員が足りないのです。養護教諭がいないのです。その辺をみる人がいない。人的配置をしていただくのは結構なのですが、そういう人がいない。そういう中で教育をやれと言っても、普通の子どもと一緒にやるわけですから、委員さんも言われましたけれど、質の向上、子どもたちの学力向上という中で、そこが共同してやらなければいけない。子どもたちの放課後児童の放課後をどうするか、ということで、先生たちがもっと積極的にやらなければいけないということなのです。縦社会の中でそういうことがあるので、その辺をぜひここで、充実を謳っていただきたいと、施設面はもちろんですが、人的な面でぜひお願いしたいと思いません。

(会長)

私よくわかっていないのですが、大分市は児童育成クラブはその学校の中にあって、その学校の児童しか受けられないということですか。そこが一つのネックだということですか。

(委員)

ネックかどうかはわからないけれど、その校長先生はみんな顔がわかるのです。名前もわかります。それが素晴らしいと言っているのです。よその学校の子はいないのです。だから、それだけ密なる放課後児童ができると思うのです。

(会長)

では、学校内にあって、そういうことがいいということですか。

(委員)

私はいいと思っております。

(会長)

ただ、今のに関連してなのですが、大分市で特に聞くのが、「小一の壁」というのがあ
るみたいですね。小学校一年生に上がったから、正規の仕事にせつかく就いているのに辞め
てしまったり、パートになったり、というような人をよく聞きます。ぜひその小一の壁は打
ち破っていただいて、すくすく大分っ子プランの中で取り上げていただければと思いまし
た。というのはですね、今この指標の中に保護者の満足度は出ていますが、これは児童育成
クラブに対する保護者の満足度で、この保護者の母集団が問題なのですが、辞めてしまった
保護者は対象にならない。だから、小学校一年に子どもがなっても、辞めないで済むような、
それはぜひ考えられると、すくすく大分っ子プランが全国にプラスして、より積極的なもの
になるなと思っております。いかがですか、課長さん。

(事務局)

小一の壁というのは、親御さんが就労されていて認可保育所等に入っていたけれど、小学校に上がった途端に、誰も家にはいないということで、児童育成クラブを利用しなければならない、という時に、大分市の場合は、その学校、地域による運営委員会方式で、全国的には、民間もあつたり、直営もあつたり、色んな手法がございます。だから、私どもとしましては、特に、保育所の待機児童の問題がありますけれど、待機児童の問題だけではなく、その上の児童育成クラブが引き続き問題視されながら、解消していくことは大切だと思っております。そのため、精力的に取り組んでいかなければいけないと認識しております。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(委員)

地域子ども・子育て支援事業の13事業の中に入っていなければ、加えていただきたい項目があるのですが、2月20日の読売新聞の中に掲載されておりました、静岡県での事業所内託児の記事があったのですが、銀行と、鉄道とガスの3社が共同で、定員30名、国が5年間援助をするということも記事に出ていました。大分市内の中心部でも、大分市さんの管理されているホルトホールの中にも、保育所や託児所がございますけれど、保育所は存じ上げないですが、託児所は月極の預かりもしております、まだまだ定員に余裕があるということも伺いました。県の管轄かもしれないのですが、アイネスの中には、就労活動をしているお母さんのために、子どもを預かる託児施設がございます。曜日や時間が限られていまして、フル稼働しているようには思えませんので、そういう既存のハコと言いますか、建物と、託児施設を作りたいという企業があれば、それをつないでいただくような事業所内託児を項目として加えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。これについて、ご意見いかがでしょうか。今、私が思ったのは、すくすく大分っ子プランは、できる範囲では書いているのだけれど、もっと大分市の色んな企業を含め、保健所を含め、県の施設を含め、総合的に掘り起こすことができるのではないかと。せつかくのプランですので、もっと掘り起こしをして、もっと豊かに、大分市のお金を使わなくてもできるような、そういう知恵を出したらいいのではないかというような、そういうご意見のように承りました。よろしいでしょうか。他にはございませんか。

(委員)

就労時間についてです。保育に欠ける要件で、国が一月あたり48～64時間以内に設定している市町村については、最大10年間の経過措置があるということですが、大分市は就労時間という定めになっているのかということと、色々市町村で違うみたいなのですが、一月30時間のところもあれば、80時間のところもあるみたいで、その辺り、市町村の現行の基準について教えてください。

(事務局)

今の「保育に欠ける」という要件の中での、最低基準につきましては、週4日以上、1日昼間の時間で4時間以上、ということになります。月になおすと64時間ということで、時間設定をしております。「保育を必要とする」ということになれば、またどうかたちになるかは取り決めをしたいと思います。

(会長)

そういうところはいつ頃明らかに、もう明らかになっているのですか。

(事務局)

まだ明らかになっていません。

(会長)

そうですか。ぜひどこかに明示されるといいですね。そうすると周知できますね。

(事務局)

先ほどの、事業所内施設についてですが、今大分市の事業所内保育施設の現状をお知らせします。病院で10ヶ所実施しておりますし、先ほど、私が振り返りの説明をした中に、A3の左側の下に地域子ども・子育て支援給付、地域型給付のところに事業所内保育とございます。これは、会社とか、事業所内の福利厚生内で実施している。給付の対象となるのは、一般客も受け入れられるという場合になります。そういったところも活用しながら、手挙げ方式にはなりますけれど、ご相談に来られている方もいらっしゃいます。そのような中で、委員さんが言われたようなことは対応可能だと考えております。

(会長)

ぜひそういうのもこの中に入れて、総合戦略という風にやっていただければと思います。

(副会長)

2つ質問と意見があります。今の事業所内保育も、課長さんが言われましたが、この計画の中にどれも入っていないですね。これは、入りにくいのでしょうか。これが一点目ですね。

また、先ほど、児童育成クラブについては、大変な人数を受け入れるということで、(仮称)すくすく大分っ子プランについては、大分市子ども条例と、子ども・子育て支援法の両方が重なり合っていてきているのですよね。資料の中で、色がついているところが、子ども・子育て支援事業計画についての部分だと思うのですが、支援事業計画に基づく支援サービスについては、国から財政支援が保障されているということでしょうか。

(事務局)

お見込みの通りでございます。事業計画については、財政支援がございます。消費税を平成27年10月に10%まで上げたときに、社会保障の中で、介護・年金に加え、子育て支援というものが加わったこととなります。

(副会長)

そうしたときに、支援給付に関しては個人給付になりますよね。事業に対する給付については、事業ごとですか。例えば、放課後児童育成クラブについて手厚くしたいというようなときにできるのかどうかということです。事業に対して、この事業にいくら、この事業にいくら、となるのでしょうか。

(事務局)

地域子ども・子育て支援事業についての国からの補助ですが、これについては包括交付金ということで、交付金形式でくるということになっております。ですから、事業ごとに紐がついてくるわけではなく、一括してくるということになりますので、先ほど例で言っていたきました、放課後児童育成クラブについてはいくら、というのはわからないということになります。

(副会長)

それが確認したかったです。一括なのか紐付きなのかということですね。包括であれば、メリハリつけて、求められる事業について、より力を入れていくということが可能でしょうか。

(事務局)

待機児童の解消も喫緊の課題ですが、児童育成クラブの実態を把握した上で、早急に対応しなければならないと感じておりますので、児童育成クラブにつきましては、待機児童の解消と併せて、充実・強化をしていかなければならないと考えております。

(副会長)

ありがとうございます。先ほどの、特別支援が必要な子どもだけではなく、全体的な底上げが必要だと思います。よろしくお願いします。

(会長)

せっかく乳児、幼児の間に、働いてきた人が、小一の壁のために働かなくなってしまって、大分市に入る税金が少なくなるというのは、もったいないと思いますので、よろしくお願いします。一つだけ確認したいのですが、資料の5ページ目で目標5が「学校・家庭・地域社会が一体となった」ということで「家庭」が抜けているということでしたが、そうしますと、概要の大きな5番のところも「学校・家庭・地域社会」ということでよろしいですね。修正をお願いします。指標に関しては、今せっかくあるものを活用し、固い数字と言いますか、施策が進んでいることがわかるような、かつ、それぞれの持ち場で働いている人の働きが反映されるような指標を作っていただいて、かっちりしたものを作っていただきたいと思います。もう一つは、色々なところで子ども・子育てはやられているわけですから、事業所内保育等を含めて、児童育成クラブ等も含めて、色々な機関を巻き込んでやっていくことを要望として出たのかと思います。活発なご議論ありがとうございました。マイクをお返しします

(事務局)

事務局から一点ご確認願いたいことがございます。(仮称)すくすく大分っ子プランの名称についてでございます。第3回の会議において、新プランの名称について、回答用紙をお渡しし、ご提案があれば出欠の連絡の際に提出いただきたいとご連絡いたしました。出欠の際にご回答いただきました大半の委員さんに、事務局案でよいと回答いただきましたことから、特にご要望がなければ、すくすく大分っ子プランという名称にしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

この会議の流れは、次世代育成支援後期行動計画の流れに沿った内容になっていると思います。前回まで、「すこやか子育て応援プラン」が、今度、見直しのときには「新」すこやかになりましたよね。その延長上の内容かと思うのですが。

(事務局)

内閣府において、「すくすくジャパン」というのを使っておりまして、それを考慮しまして「すくすく大分っ子プラン」を提案いたしております。

(会長)

「すくすくジャパン」って言うと、オールジャパンですよね。「すくすく大分っ子」って言うと、子どもだけですよね。そこは、子どもだけでよいのかなというのはちょっと思いました。

(事務局)

子どもは宝だということで大分市もやっております。もし他にご意見あるようですので、会長、副会長にご一任いただくようなかたちで決めさせていただいてよろしいでしょうか。賛成いただけるようでしたら拍手をお願いします。

<拍手あり>

では、最終的な判断は、会長、副会長と決めたいと思います。

(事務局)

本日は、長時間にわたるご議論、お疲れ様でした。村嶋会長さんにおかれましては、円滑な議事進行をおこなっていただき、たいへんありがとうございました。また、委員の皆さまも活発なご議論ありがとうございました。次回の子ども・子育て会議につきましては、第5回を3月27日(木)13時30分から、大分市保健所6階大会議室で開催したいと考えております。なお、詳細につきましては、改めてご連絡いたします。以上でございます。